

費用 Price



HOME > 費用

標準的な金額の概要を記載していますが、詳細は面談の時にご説明します。
なお、この金額は消費税別の額です。また、別途に実費（交通費、通信費、印紙・切手代など）をいただきます。

- 法律相談料
- 顧問料
- 一般民事示談・訴訟事件
- 離婚事件
- 刑事事件
- 少年事件
- 債務整理
- 破産
- 個人再生申立
- 契約書作成
- 内容証明郵便
- 遺言書作成料

● 法律相談料

法律相談をした場合、お支払いいただくものです。相談は面談のうえ行うことを原則とします。
30分ごとに5,000円です。
例えば、1時間の場合は1万円です。

● 顧問料

1月あたり5万円を原則としていますが、それぞれの事情を考慮して決めさせていただいておりますので、ご相談に応じます。

● 一般民事示談・訴訟事件

- ・医療事故、労働問題、交通事故、不動産事件などは「一般民事事件」に入ります。
- ・「着手金」とは、事件の依頼を受けた際に支払っていただくものです。事件の対象の経済的利益に従って、事件処理の成功不成功にかかわらずお支払いいただきます。
- ・「報酬金」とは、事件処理によって確保した経済的利益に従ってお支払いいただくものです。着手金とは別途に、成功の割合に応じてお支払いいただきます。

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8%	16%
300万円を超え3,000万円以下の場合	5%+9万円	10%+18万円
3,000万円を超え3億円以下の場合	3%+69万円	6%+138万円
3億円を超える場合	2%+369万円	4%+738万円

● 離婚事件

離婚事件にかかわる財産分与、慰謝料請求がある場合は、一般民事示談・訴訟事件の計算によります。

	着手金	報酬金
離婚交渉事件	20万円～50万円	20万円～50万円
離婚調停事件	20万円～50万円	20万円～50万円
離婚訴訟事件	30万円～60万円	30万円～60万円

● 刑事事件

事案簡単な事件	着手金	報酬金
起訴前	20万円～50万円	20万円～50万円
起訴後	20万円～50万円	20万円～50万円

事案が複雑な場合や起訴後 (再審請求を含む)	着手金	報酬金
起訴前	30万円以上	30万円～50万円

● 少年事件

	着手金	報酬金
身柄拘束の場合	30万円～50万円	30万円～50万円
身柄拘束の場合	20万円～50万円	20万円～50万円

● 債務整理

- ・債権者1名につき、3万円
- ・過払い金を回収した場合は報酬が回収額の20%

● 破産

- ・別途に費用（予納金、管財人引継、印紙・切手・交通費など）がかかります。
- ・過払い金を回収した場合は報酬が回収額の20%

同時廃止となる場合（財産がない場合）	着手金
	30万円

破産管財人がつく場合（財産がある場合）	着手金
法人の場合	100万円
個人の場合	50万円

● 個人再生申立

- ・着手金35万円
- ・別途に費用（予納金、印紙・切手・交通費など）がかかります。
- ・過払い金を回収した場合は報酬が回収額の20%がかかります。

● 契約書作成

定型的なもの	手数料
	5万円～30万円

非定型的なもの	基本
300万円以下の部分	10万円
300万円超で3,000万円以下の部分	1%

3,000万円超で3億円以下の部分	0.3%
3億円超の部分	0.1%
公正証書の場合	3万円加算

● 内容証明郵便

手数料
3万円～5万円

● 遺言書作成料

定型的なもの	手数料
	10万円～20万円

非定型的なもの	基本
300万円以下の部分	20万円
300万円超で3,000万円以下の部分	1%
3,000万円超で3億円以下の部分	0.3%
3億円超の部分	0.1%
公正証書の場合	3万円加算



お電話でのお問い合わせ

078-366-6370
受付時間 9:00～17:30



メールでのお問い合わせ

お問い合わせフォーム →

